# SUMITOMO MITSUI CONSTRUCTION CO.,LTD.



# 第16期 定時株主総会 招集ご通知

88	744	_	
-	14	_	н=
1771	ľÆ	_	⊔₹Т

令和元年6月27日(木曜日)

午前10時(受付開始:午前9時)

#### 開催場所

東京都中央区佃二丁目1番6号 当社本店(2階会議室)

## 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

三井住友建設株式会社

	目 次	
招集ご通知··		
議決権行使の	Dご案内·······	02
株主総会参考	<b>考書類</b>	
第1号議案	剰余金の処分の件	05
第2号議案	取締役9名選任の件	06
第3号議案	監査役1名選任の件	··· 13
第4号議案	取締役の報酬額改定の件	··· 14
第5号議案	監査役の報酬額改定の件	··· 15
(添付書類)		
事業報告		··· 16
連結計算書類	頁	33
計算書類・・・・		35

# 株主各位

東京都中央区佃二丁目1番6号 三井住友建設株式会社 代表取締役 社 長 新 井 英 雄

# 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。 なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますの で、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って令和元年(2019年)6月 26日(水曜日)午後5時45分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 令和元年6月27日(木曜日)午前10時
- 場 所 東京都中央区佃二丁目1番6号
   当社本店(2階会議室)
- 3. 目的事項

報告事項

- 1. 第16期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第16期計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 取締役の報酬額改定の件 第5号議案 監査役の報酬額改定の件

以上

● 次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の2に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

従いまして、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であります。

- 株主総会参考書類及び添付書類(事業報告、連結計算書類、計算書類)の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
- 当社ウェブサイト(https://www.smcon.co.jp)

# 議決権行使のご案内

# 株主総会に当日ご出席いただける方

# 株主総会開催日時 令和元年(2019年) **6月27日(木)** 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。 また、議事資料として本冊子をご持参ください。







[株主総会会場]当社本店(2階会議室)

■ 議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委 任状等の代理権を証明する書面を当社にご提出ください。(株主様でない代理人及び同伴の方など株主様以外の方は、株主総会に ご出席いただけません。)

# 株主総会に当日ご出席いただけない方

議決権行使期限

令和元年(2019年) **6月26日(水)** 午後5時45分



# 郵送

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否 をご記入いただき、下記のように切り取ってご投 函ください。





\_\_ インターネット

当社指定の議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net/ にて各議案に対する賛否をご入力ください。 詳細は03ページから04ページをご覧ください。





携帯電話やスマートフォ ンなどによる議決権行 使は、バーコード読取機 能を利用して左の「QR コード。」を読み取り、議 決権行使サイトに接続 することも可能です。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

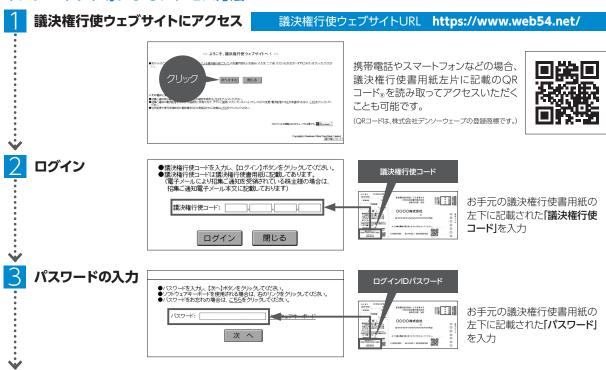
(QRコードは、株式会社デ ンソーウェーブの登録商標

- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。 ■ 議決権行使書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として
- 取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネット等による議決権行使を有効といたします。 ■ インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

### インターネット等によるアクセス方法



#### 以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ 三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031(午前9時~午後9時)

#### パスワードのお取り扱い

- ■パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。
- 本総会終了まで大切に保管願います。
- ■パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- ■パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

#### 議決権電子行使プラットフォームについて

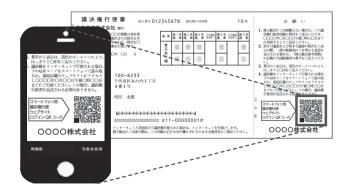
機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

## 「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

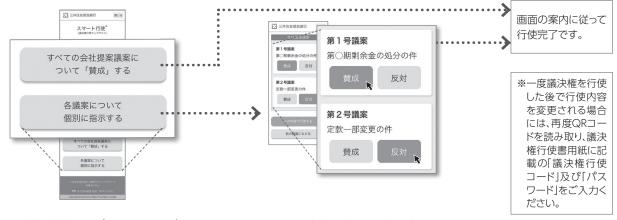
# QRコードを読み取る



スマートフォンやタブレット端末で、同封の 議決権行使書用紙に記載された「スマート フォン用議決権行使ウェブサイトログイン QRコード」を読み取る

# 2 議決権行使方法を選ぶ

# 3 各議案の賛否を選択



議決権行使ウェブサイト画面が 開くので、議決権行使方法を選ぶ 画面の案内に従って各議案の 賛否を選択

# 議案及び参考事項

# 第1号議案

# 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

・期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当政策を維持することを基本とし、業績の推移と今後の経営環境等を総合的に勘案し利益配分を決定する方針としております。

第16期の期末配当につきましては、上記方針のもと、第16期の財務内容、業績及び今後の経営施策等を勘案 いたしまして、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

# 1

# 配当財産の種類

金銭といたします。

# 配当財産の割当てに関する 事項及びその総額

平成30年度の連結業績計画を上回る業績を達成したこと、及び今後の経営環境・業績見込み等を総合的に勘案し、1株につき、前期の配当金18円から6円増額し、24円といたしたく存じます。

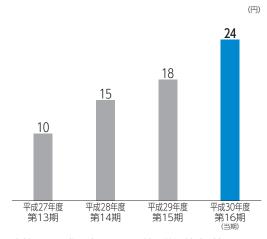
なお、この場合の配当総額は3,853,896,408円 となります。

# 3

# 剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年6月28日といたしたいと存じます。

## (ご参考)当社普通株式1株当たり配当金の推移



当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1 株の割合で株式併合を実施しておりますので、第14 期以前の配当金については、株式併合の影響を考慮し た金額を表記しております。

# 第2号議案

# 取締役9名選任の件

現在の取締役全員(9名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであり、当社が国内外の土木工事業、建築工事業を主体とした総合建設会社であるという観点から両事業に対する相当程度の知見を有するとともに、ガバナンス、資金調達、企業管理に精通した者をジェンダーや国際性の面を含む多様性に考慮してバランスよく取締役会の構成員とすることを基本方針とし、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会における協議の結果を踏まえ、取締役会で決定しております。

なお、本議案及び第3号議案が原案どおり承認され、候補者がそれぞれ取締役及び監査役に就任いたしますと、取締役及び監査役総数14名中6名が東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員となります。

候補者番号		氏名		地位	担当	出席回数/取締役会
1 再任	新井	英雄		代表取締役社長 執行役員社長		100% (15@/15@)
2 再任	み もり 三森	ましたか 義隆		代表取締役 執行役員副社長	建築本部長	100% (150/150)
<b>3</b> 库	端声久	た美		代表取締役 執行役員副社長	安全環境生産管理本部管掌 安全環境生産管理本部担当役員	100% (120/120)
<b>4</b> 再任	きみじま	はまずじ		代表取締役 執行役員副社長	企画・関連事業・管理本部・事業開発推進本 部・国際本部管掌 監査部・秘書室・広報室担当役員	100% (150/150)
<b>5</b> 麻	*しこ	ずると		取締役 専務執行役員	土木本部長	100% (120/120)
<b>6</b> 新任	こんどう近藤	しげ とし 重敏		専務執行役員	企画部・関連事業部・サステナビリティ推進 部担当役員	
<b>7</b> 再任	ききもと	前雄	社外 独立役員	取締役		100% (150/150)
8 新任	杉江	間	社外 独立役員			
9 <sub>新任</sub>	ほそかわ	珠生	社外独立役員			



新井英雄

再任

#### 生年月日

22.433株

昭和30年1月11日生

取締役会への出席状況

15回/15回(100%)

所有する当社株式の数

日王

昭和52年4月 住友建設株式会社入社

平成13年7月

同社土木本部土木統括部技術部長

平成15年4月

当社土木事業本部土木統括部土木技術部長、土木事業本部プロジェクト室

リニューアルプロジェクト室長

平成22年4月

当社執行役員、東京土木支店長

平成23年4月

当社常務執行役員

平成24年6月

当社取締役 当社専務執行役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

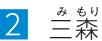
平成25年4月 平成27年4月

当社代表取締役社長(現任)、執行役員社長(現任)

#### 取締役候補者とした理由

入社以来土木部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、現在、コーポレート・ガバナンスの強化と経営体制の一層の充実に取り組み、経営トップとしての職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者 番 号



<sup>よしたか</sup>義隆

再任

#### 生年月日

昭和31年3月12日生

取締役会への出席状況

150/150(100%)

所有する当社株式の数

15.234株

## 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年4月 住友建設株式会社入社

平成12年1月 同社東京支店建築総括部建築部長

平成15年4月 当社東京建築支店建築総括部建築部長

 平成23年4月
 当社執行役員

 平成25年4月
 当社常務執行役員

 平成27年4月
 当社事務執行役員

平成27年6月 当社取締役

平成28年4月 当社建築本部長(現任)

平成30年4月 当社代表取締役(現任)、執行役員副社長(現任)

#### 取締役候補者とした理由

入社以来建築部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、現在建築本部長として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

# 端戸

# 久仁夫

再任

#### 生年月日

昭和30年5月6日生

取締役会への出席状況

120/120(100%)

昭和49年4月 三井建設株式会社入社

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成14年1月 同社横浜支店建築部長、建築工事部長

平成15年4月 当社横浜支店建築部長、首都圏住宅建設事業部建築総括部建築第二部長

平成24年10月 当社執行役員

平成27年4月 当社常務執行役員、東京建築支店長

平成29年4月 当社専務執行役員

所有する当社株式の数平成30年4月当社執行役員副社長(現任)13,137株平成30年6月当社代表取締役(現任)

平成31年4月 当社安全環境生産管理本部管掌(現任)、安全環境生産管理本部担当役員(現任)

#### 取締役候補者とした理由

入社以来建築部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、現在安全環境生産管理本部管掌として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者番 号



はずじ

再任

#### 牛年月日

昭和30年7月29日生

取締役会への出席状況

150/150(100%)

所有する当社株式の数

14.316株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

**昭和54年4月** 住友建設株式会社入社 **平成11年6月** 同社管理本部総務部長

平成15年4月 当社国際事業部総務部長

平成23年4月 当社執行役員

平成24年4月 当社秘書室担当役員(現任)

平成25年4月 当社常務執行役員、広報室担当役員(現任)、管理本部長

平成25年6月 当社取締役 平成28年4月 当社専務執行役員

平成31年4月 当社代表取締役(現任)、執行役員副社長(現任)、企画・関連事業・管理本部・

事業開発推進本部・国際本部管掌(現任)、監査部担当役員(現任)

#### 取締役候補者とした理由

入社以来経営管理部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、現在経営管理部門、国際部門、事業開発推進部門管掌として 職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。



ましこ 子

博志

再任

#### 生年月日

昭和31年3月12日生

取締役会への出席状況

120/120(100%)

所有する当社株式の数

13,147株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

**昭和54年4月** 住友建設株式会社入社 **平成15年4月** 当社九州支店土木作業所

平成19年4月 当社土木管理本部土木技術部長

平成22年4月 当社東北支店長 平成24年4月 当社執行役員 平成25年4月 当社常務執行役員

平成27年4月 当社専務執行役員(現任)、土木本部長(現任)

平成30年6月 当社取締役(現任)

#### 取締役候補者とした理由

入社以来土木部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、現在土木本部長として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者番 号



こんどう近藤

世敏

新任

#### 牛年月日

昭和40年12月24日生

#### 所有する当社株式の数

3,253株

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和63年4月 株式会社住友銀行入行

平成22年4月 株式会社三井住友銀行法人審査第一部 上席審査役

平成25年4月 同行浅草橋法人営業部副部長

平成27年4月 同行名古屋法人ソリューションセンター長、法人戦略部 部長

平成29年4月 当社理事、企画部・関連事業部担当

平成30年4月 当社常務執行役員、企画部長

平成31年4月 当社専務執行役員(現任)、企画部・関連事業部・サステナビリティ推進部担当 役員(現任)、建設ITデザイン室副担当役員(現任)

#### 取締役候補者とした理由

銀行在籍時代からの経営分析・経営判断等に係る豊富な経験を有しており、現在当社において企画部・関連事業部・サステナビリティ推進部担当役員として職責を十分に果たしていることから、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

ささもと さき お

再任

社外

独立

#### 生年月日

昭和25年12月24日生

取締役会への出席状況

15回/15回(100%)

所有する当社株式の数

0株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和49年4月 日本鋼管株式会社入社

平成11年12月 同社総務・人事部門土地活用統括グループリーダー

平成13年4月 同社総務・人事部門法務・総務統括グループリーダー 平成15年4月 JFEホールディングス株式会社総務・法務部門 理事

平成17年4月 同社常務執行役員 総務・法務部門長

平成17年8月 同社常務執行役員 総務部長

平成20年4月 同社専務執行役員

平成21年6月 JFEライフ株式会社代表取締役社長

平成24年6月 JFEホールディングス株式会社監査役(平成28年6月退任)

平成28年6月 当社取締役(現任)

#### 1. 社外取締役候補者とした理由

- 1) 笹本前雄氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。
- 2) 同氏の経営に関する豊富な経験を当社の経営に引き続き活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役としての在任期間中、当社の取締役としての職責を十分に果たしており、当事業年度においても第16期事業報告(4.会社役員に関する事項 (4)社外役員に関する事項 ②当事業年度における主な活動状況)に記載のとおり職責を全うしていることから、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。

#### 2. 社外取締役候補者の独立性について

同氏は当社と取引関係のあるJFEホールディングスグループに長年在籍しており、当社グループと同社グループの年間取引金額は直近3年間の平均において当社グループ及び同社グループそれぞれの連結売上高の1%未満であります。当社は同氏が一般株主と利益相反の生じる恐れが無く十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、同氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、独立役員としての届出を継続する予定であります。

#### 3. 責任限定契約について

同氏は当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。同氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。

#### 4. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。



じゅん

平成20年7月

新任

社外

独立

#### 生年月日

昭和31年6月23日生

#### 所有する当社株式の数

0株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年4月 大蔵省(現財務省)入省

平成19年7月 国税庁 調査査察部長

関東信越国税局長 平成21年7月 国税庁 長官官房審議官(国際担当)

平成23年7月 東京国税局長

平成24年12月 株式会社証券保管振替機構 審議役

平成26年6月 同社 常務取締役

株式会社ほふりクリアリング 常務取締役

平成27年7月 株式会社証券保管振替機構 常務執行役 株式会社 I DOM 社外取締役(現任) 平成29年5月

平成30年4月 一般社団法人投資信託協会 副会長専務理事(現任)

#### 重要な兼職の状況

- ·株式会社 I DOM 社外取締役
- 一般社団法人投資信託協会 副会長専務理事

#### 1. 社外取締役候補者とした理由等

- 1) 杉汀潤氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。
- 2) 同氏は国税庁の要職や、株式会社証券保管振替機構の取締役、株式会社IDOMの社外取締役等を歴任されており、培わ れた税務分野における高度な専門知識、ならびに経営に関する幅広い経験と見識を、当社経営に関する監督機能の強化や 経営全般に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 3) 同氏が社外取締役を務めている株式会社 LDOMは、平成29年12月に、景品表示法第5条の規定により禁止されている。 同条第2号に該当する不当な表示を行っていたとして、消費者庁から措置命令を受けました。同氏は当該事実が判明する まで、当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から法令遵守の観点から提言を行っておりました。当該事実の判明 後は、取締役及び使用人から問題となった行為について詳細な報告を受け、問題点を把握するとともに、広告物の社内審 査体制の強化、社内における法令研修等の再発防止策について検証しました。

#### 2. 社外取締役候補者の独立性について

同氏が兼職する株式会社IDOM及び一般社団法人投資信託協会と当社との間には取引関係がないこと等に照らし、一般 株主と利益相反の生じる恐れが無く十分な独立性を有していると判断し、同氏が取締役に選任され、社外取締役に就任した ときは、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員となる予定であります。

#### 3. 責任限定契約について

当社は社外取締役として有用な人材を招聘すべく、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)の当社に対する責任を限 定する契約を、会社が当該取締役と締結できる旨を定款で定めております。これに基づき、同氏が取締役に選任され、社外 取締役に就任したときは、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、 当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

# 無川 珠

新任

社外

独立

#### 生年月日

昭和43年7月12日生

所有する当社株式の数

0株

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成5年5月 フリージャーナリスト

**平成7年9月** RFラジオ日本 パーソナリティ(現任)

平成15年10月 品川区教育委員

平成16年4月 星槎大学非常勤講師(現代政治論)(現任)

平成28年1月 学校法人千葉工業大学理事(現任)

平成29年6月 公益財団法人国家基本問題研究所理事(現任)

#### 重要な兼職の状況

- ・RFラジオ日本 パーソナリティ
- ·星槎大学非常勤講師(現代政治論)
- · 学校法人千葉工業大学理事
- · 公益財団法人国家基本問題研究所理事

#### 1. 社外取締役候補者とした理由等

- 1)細川珠生氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。
- 2) 同氏はジャーナリストとして豊富な経験を有しており、培われた客観的な視点及び幅広い見識を、当社経営に活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、上記理由により、社外役員としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

#### 2. 社外取締役候補者の独立性について

同氏は当社と取引関係のある学校法人千葉工業大学の理事に就任しており、当社グループと同法人の年間取引金額は直近3年間の平均において当社グループの連結売上高の1%未満であります。当社は同氏が一般株主と利益相反の生じる恐れが無く十分な独立性を有していると判断し、同氏が取締役に選任され、社外取締役に就任したときは、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員となる予定であります。

#### 3. 責任限定契約について

当社は社外取締役として有用な人材を招聘すべく、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)の当社に対する責任を限定する契約を、会社が当該取締役と締結できる旨を定款で定めております。これに基づき、同氏が取締役に選任され、社外取締役に就任したときは、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

- 4. 細川珠牛氏の戸籍上の氏名は、片平珠牛であります。
- (注)各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

# 第3号議案

# 監査役1名選任の件

監査役野崎正志氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお 願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては指名・報酬諮問委員会における協議の結果を踏まえ、取締役会で決定しており ます。また、本議案については、監査役会の同意を得ております。

# とくなが 徳永

# ひさと

新任

#### 牛年月日

昭和31年10月13日生

#### 所有する当社株式の数

549株

#### 略歴及び重要な兼職の状況

三井建設株式会社入社 昭和55年4月 平成13年6月 同社財務統括部財務室長 平成15年4月 当社財務統括部財務部次長 平成16年4月 当社管理本部集中事務センター長 当社経営管理本部財務部長

平成18年4月

平成27年4月 当社関連事業部長

株式会社コスモプラニング 代表取締役社長(現任: 令和元年6月退任予定) 平成28年6月

平成31年4月 当社関連事業部(現任:令和元年6月退任予定)

#### 1. 監査役候補者とした理由

入社以来経理・財務部門における豊富な経験を有しており、関係会社の内部統制・ガバナンス強化に関連事業部長として 大きく貢献したことから監査役として選任することが適切と判断いたしました。

#### 2. 責任限定契約について

当社は監査役として有用な人材を登用すべく、監査役の当社に対する責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めて おります。これに基づき、同氏が監査役に選任され、監査役に就任したときは、当社は同氏との間で、会社法第423条第1 項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額であり ます。

(注)候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

# 第4号議案

# 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の金銭による報酬等の額は、平成13年6月28日開催の三井建設株式会社第85回定時株主総会において、月額25百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)としてご承認いただいておりますが、その後の経済情勢の変化、今後のコーポレート・ガバナンスの強化のための人材の確保や役員報酬体系の変更の必要性、その他諸般の事情を勘案し、年額450百万円以内(うち社外取締役80百万円以内)に改定をお願いするものであります。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含むものといたしたいと存じます。また、現在の取締役は9名(うち社外取締役2名)ですが、第2号議案が原案どおり承認されますと、取締役は9名(うち社外取締役3名)となります。

# 第5号議案

# 監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成15年2月14日開催の三井建設株式会社臨時株主総会において、月額6百万円以内としてご承認いただいておりますが、その後の経済情勢の変化、今後のコーポレート・ガバナンスの強化のための人材確保の必要性、その他諸般の事情を勘案し、年額108百万円以内に改定をお願いするものであります。

なお、現在の監査役は5名(うち社外監査役3名)ですが、第3号議案が原案どおり承認されますと、監査 役は5名(うち社外監査役3名)となります。

以上

# 1 企業集団の現況に関する事項

# (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、米中通商問題や英国のEU離脱問題等による世界経済の先行きに対する懸念があるなか、雇用・所得環境の改善や民間設備投資の増加等により、景気は緩やかな回復基調で推移しました。 国内建設市場におきましては、公共投資の下支えに加え、堅調な企業収益を背景とした維持・更新、省力化への投資や、首都圏を中心とした再開発事業などの民間投資が底堅く推移し、安定した受注環境が継続しました。

このような状況下、「中期経営計画2016-2018」の最終年度となる当期の業績は以下のとおりとなりました。まず、連結ベースでは、高水準の手持ち工事が順調に進捗したことから、売上高が4,488億円(前年度比314億円増加)となりましたが、資材コストの上昇などにより、売上総利益は前年度比微減(0.1億円減少)の510億円となりました。

営業利益につきましては、人件費や研究開発費用の増加などの影響により、292億円(前年度比14億円減少)となりました。一方で、営業外費用の減少により、経常利益は289億円(前年度比4億円増加)となり、5期連続で合併後の最高益を更新することとなりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等の負担の増加により、188億円(前年度比19億円減少)となりました。

連結売上高

4,488億円

前年度比 **314**<sub>億円増</sub> 営業利益

**292**億円

前年度比 **14**億円減 経常利益

**289**億円

前年度比 4億円増

親会社株主に帰属する当期純利益

188億円

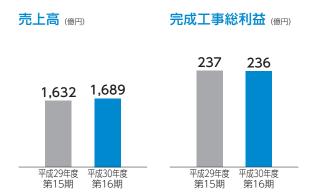
前年度比 19億円減

# 事業報告

土木部門・建築部門それぞれのセグメント業績は以下のとおりであります。なお、部門ごとのデータは、内部売上高、または振替高を含めて記載しております。

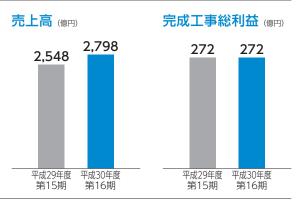
# 土木部門

売上高は、1,689億円で前年度比3.5%の増加となりましたが、前期における追加変更工事の受注に伴う利益増加の反動等により、完成工事総利益は、前年度比0.5%減の236億円となりました。



# 建築部門

売上高は、前年度比9.8%増の2,798億円となり、完成工事総利益も前年度比0.1%増の272億円となりました。



当社部門別の受注高、完成工事高、繰越高及び当期の主な受注工事、完成工事につきましては、以下のとおりであります。

## ① 当社部門別の受注高・完成工事高・繰越高

(単位:百万円)

工事	部門	前期繰越高	当期受注高	当期完成工事高	次期繰越高
土	木	237,900	202,203	123,302	316,801
建	築	285,313	362,961	226,621	421,653
合	計	523,213	565,165	349,923	738,455

当期受注高の構成比率:

土木工事 35.8%

建築工事 64.2%

官民比率:

官公庁工事 35.7%

民間工事 64.3%

## ② 当期の主な受注工事

© <b>—</b> /// - <b>—</b> • <b>//</b> - <b>—</b> •	
発注者名	工事名称
フィリピン共和国運輸省	南北通勤鉄道事業(マロロス-ツツバン)CP2工区
西日本高速道路株式会社	新名神高速道路 大戸川橋他2橋(PC上部工)工事
高知県	国道493号(北川道路)道路改築(和田トンネル)工事
虎ノ門・麻布台地区 市街地再開発組合	虎ノ門・麻布台地区第一種市街地再開発事業に係るB-1街区施設建築物 新築建築工事
	千葉市新清掃工場建設工事
三井不動産レジデンシャル株式会社	

# ③ 当期の主な完成工事

発注者名	工事名称
ジャカルタ高速鉄道株式会社	ジャカルタ高速鉄道建設工事 CP106工区
中日本高速道路株式会社	新東名高速道路 厚木第二高架橋他 8 橋 (PC上部工) 工事
国土交通省	宮古盛岡横断道路 簗川トンネル工事
住友不動産株式会社	(仮称)八王子計画 新築工事
三菱地所レジデンス株式会社 西日本鉄道株式会社	福岡市中央区桜坂3丁目計画 新築工事
福島県須賀川市	(仮称)須賀川市市民交流センター建設工事

## (2) 資金調達及び設備投資等の状況

当社は、本業である建設事業に係る運転資金の安定的かつ機動的な調達を行うため、シンジケートローン方式による資金調達を行っております。当期につきましては、平成30年3月に締結した株式会社三井住友銀行をアレンジャーとし、三井住友信託銀行株式会社をコ・アレンジャーとする総額100億円のコミット型シンジケートローン契約に基づく借入れを、平成30年9月に実行いたしました。その結果、既存のシンジケートローン契約に基づく借入実行残高と合算したシンジケートローンの当期末借入残高は合計312億円となりました。

また、平成28年3月に締結したコミットメントライン契約(総額200億円)につきましては、契約期間を 1年延長し、令和5年3月末日迄の契約期間といたしました。なお、当期末時点におけるコミットメントライン契約に基づく借入実行残高はありません。

当期中に実施いたしました設備投資の総額は当社グループ全体で10億円であり、主なものは、工事用機械の購入等であります。

## (3) 対処すべき課題

当社施工の横浜市所在マンションの事案につきましては、引き続き建替組合様、売主様やご関係の皆様と必要に応じ協議を持ち、適宜適切に対応しております。

なお、平成29年11月28日付にて、本件マンションの発注者の1社である三井不動産レジデンシャル株式会社(以下、レジデンシャル社といいます。)が提起した、本件マンション全棟の建替え費用等の合計約459億円を当社ならびに杭施工会社2社に対し求償する訴訟につきましては、平成30年7月11日付にて、レジデンシャル社より当該費用等の求償額を約459億円から約510億円に増額する内容の訴えの変更の申し立てがありました。

当社といたしましては、本訴訟におけるレジデンシャル社の請求は、根拠、理由を欠くものであると考えており、引き続き裁判において、当社の主張を適切に展開してまいります。

## (4) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループでは、平成31年3月期を最終年度とする「中期経営計画2016-2018」において、過去に施工した杭工事の不具合事象により毀損した信用や企業価値の回復を経営上の最優先課題と位置づけ、「信頼の回復と企業価値の向上」をテーマに、その実現に向けて全社を挙げて取り組んでまいりました。業績面では、活況な国内建設市場を背景に、計画期間を通じて業績計画値を上回る利益を確保し、自己資本比率や株主還元についても目標を達成しました。

今後、当社グループを取り巻く中長期的な事業環境は、国内建設需要の縮小が懸念されるものの、海外では特に新興国(東南アジア、南アジア、アフリカ等)において、急速な経済成長によるインフラ需要が見込まれています。また、建設産業全体の課題である担い手不足問題の深刻化が見込まれる一方、IoT、AIなど先進的なICTをはじめとした技術革新が急速に進み、建設生産プロセスにおけるデジタル化の進展が予想されています。

こうした事業環境の変化に対し、当社グループの強みを活かして、社員一人ひとりが未来志向を持って行動し、持続可能な社会の実現と当社グループの持続的な成長を遂げるため、目指すべき「2030年の将来像」を設定しました。

今般策定した「中期経営計画2019-2021」におきましては、この将来像の実現に向けて、企業競争力の強化と企業価値の創造に取り組んでまいります。

# 「2030年の将来像」 新しい価値で「ひと」と「まち」をささえてつなぐグローバル建設企業

# 「新しい価値」の提供

- (1) 建設生産革命の実現 ~次世代建設生産システム~
- (2) 建設から広がる多様なサービス
- (3) サスティナブルな技術
- (4) グローバルな人材

# 「中期経営計画 2019-2021

# テーマ 「変革の加速」

変化する環境に柔軟に適応し、SDGs 達成への貢献とともに、企業競争力の強化と企業価値の創造に向けた変革を加速させる。

# 基本方針

- (1) 建設生産プロセスの変革
- (2) 海外事業の強化
- (3) 事業領域の拡大

### ■ 計画最終年度(2021年度)の主な目標

経営数値目:	標	売上高 5,000個	営業利益	4.0	自己資本比率 30%以上	総還元性向 30%以上
海外事業の 強化に関する目標	, ,, ,,,,,	高(現地法人含む) <b>300</b> 億円	生産性向上に向けた 目標(個別・国内)	1人当たり完成工事高 10%向上(2018年度比)	投資計画	計画期間累計 500億円

# (5) 配当政策

当社は、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当政策を維持することを基本とし、業績の推移と今後の経営環境等を総合的に勘案して利益配分を決定する方針としております。

平成30年度におきましては、連結業績計画を上回る業績を達成したこと、及び今後の経営環境・業績見込み等を総合的に勘案し、1株につき、前期の配当金18円から6円増額し、24円をお諮りいたします。

今後も安定的、継続的な配当ができるよう、「中期経営計画2019-2021」に総力を挙げて取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

なお、令和元年5月10日開催の取締役会において、資本効率の向上及び経営環境に対応した機動的な資本 政策を遂行するため、800千株(5億円)を上限とする自己株式の取得を決議しております。

# (6) 財産及び損益の状況の推移

#### ① 当社グループの財産及び損益の状況

区分	平成27年度 第 13 期	平成28年度 第 14 期	平成29年度 第 15 期	平成30年度 第16期 (当期)
売上高(百万円)	414,958	403,908	417,310	448,758
経常利益(百万円)	21,801	26,174	28,463	28,862
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	9,902	17,035	20,723	18,828
1株当たり当期純利益(円)	12.18	104.79	127.48	117.03
総資産(百万円)	293,663	302,152	317,688	340,851
純資産(百万円)	48,136	63,242	82,852	97,953

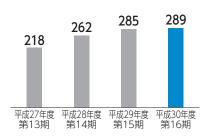
- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。
  - 2. 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。第14期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

# 4,150 4,039 4,173 4,488 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 第13期 第14期 第15期 第16期

1株当たり当期純利益 四

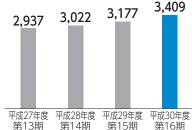
売上高 (億円)

# 経常利益 (億円)



## 総資産(億円)





# 親会社株主に帰属する当期純利益(億円)



# 純資産 (億円)

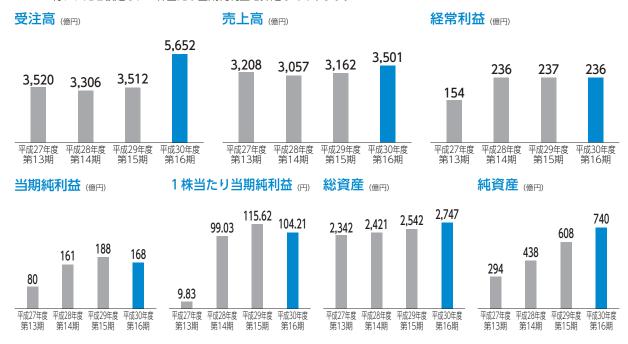


### ② 当社の財産及び損益の状況

区分	平成27年度 第 13 期	平成28年度 第 14 期	平成29年度 第 15 期	平成30年度 第16期(当期)
受注高(百万円)	351,997	330,555	351,172	565,165
売上高(百万円)	320,826	305,749	316,150	350,076
経常利益(百万円)	15,427	23,621	23,657	23,564
当期純利益(百万円)	7,994	16,099	18,795	16,766
1株当たり当期純利益(円)	9.83	99.03	115.62	104.21
総資産(百万円)	234,183	242,118	254,185	274,721
—————————————————————————————————————	29,369	43,773	60,807	73,954

<sup>(</sup>注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

<sup>2.</sup> 平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。第14期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。



# (7) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	事業内容
三井住建道路株式会社	1,329百万円	54.6%	道路舗装他
SMCリフォーム株式会社	216百万円	100.0%	リニューアル工事他
SMCプレコンクリート株式会社	100百万円	97.8%	コンクリート製品の 製造・販売他
SMC商事株式会社	100百万円	100.0%	建設資材販売他
SMCテック株式会社	100百万円	100.0%	仮設資機材リース他
SMCシビルテクノス株式会社	100百万円	100.0%	土木リニューアル工事他
SMCCフィリピンズ	14百万 <sup>フィリピン</sup>	40.0%	総合建設業
SMCCウタマインドネシア	10,189百万 <sup>インドネシア</sup>	70.0%	総合建設業
SMCCタイランド	5百万 <sup>タイ</sup>	49.0%	総合建設業
SMCCコンストラクションインド	2百万 <sup>インド</sup>	80.0%	総合建設業
SMCCオーバーシーズシンガポール	15百万 <sup>シンガポール</sup>	100.0%	総合建設業

<sup>(</sup>注) 当期末における連結対象子会社は17社、持分法適用会社は1社であります。

# (8) 主要な事業内容

当社グループは、建設事業を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者 [(特-28) 第200号] として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者 [(16) 第1号] として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

## (9) 主要な営業所等

### ①当社

本 店 東京都中央区佃二丁目1番6号 技術研究所 千葉県流山市駒木518番地の1

支 店

北海道支店(札幌市中央区) 支 店(静岡市葵区) 静岡 東 北 支 店(仙台市青葉区) 店(名古屋市中区) 中部 专 東関東支店(千葉市美浜区) 大 阪 支 店(大阪市中央区) 東京土木支店(東京都中央区) 支 店(広島市中区) 広島 東京建築支店(東京都中央区) 四 国 支 店(愛媛県新居浜市) 九 州 支 店(福岡市博多区) 国際支店(東京都中央区) 横 浜 支 店(横浜市神奈川区)

#### 海外事務所

# ②子会社

国 内 三井住建道路株式会社(東京都新宿区) SMCリフォーム株式会社(東京都台東区) SMCプレコンクリート株式会社(東京都台東区) SMC商事株式会社(東京都中央区) SMCテック株式会社(千葉県流山市) SMCシビルテクノス株式会社(東京都中央区)

海 外 SMC Cフィリピンズ(フィリピン) SMC Cウタマインドネシア(インドネシア) SMC Cタイランド(タイ) SMC Cコンストラクションインド(インド) SMC Cオーバーシーズシンガポール(シンガポール) SMC Cマレーシア(マレーシア) 台灣三住建股份有限公司(台湾)

# (10) 従業員の状況

## ① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,560 [1,500] <sup>名</sup>	31 <sup>名</sup>

(注)従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は[]内に年間の平均人員を外数で記載しております。

# ② 当社の従業員の状況

⊠ ⊠	分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男	性	2,421 <sup>名</sup>	31 <sup>名</sup>	47.2 <sup>歳</sup>	22.3 <sup>年</sup>
女	性	312	26	39.1	15.0
	Ħ	2,733	57	46.3	21.5

<sup>(</sup>注)平均年齢及び平均勤続年数は、それぞれ小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

# (11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	10,375
三井住友信託銀行株式会社	5,187
株式会社三重銀行	4,125
株式会社あおぞら銀行	3,437
株式会社東京スター銀行	2,750
株式会社新生銀行	1,375
株式会社りそな銀行	1,375

# 2 会社の株式に関する事項

(1) 単元株式数 100株

(2) 発行済株式の総数 162,673,321株 (自己株式2,094,304株を含む。)

(3) 当期末株主数 71,688名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持株数(単位:千株)	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	15,060	9.37%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,378	5.84%
三井不動産株式会社	5,397	3.36%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST.BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS-UNITED KINGDOM	3,935	2.45%
住友不動産株式会社	3,427	2.13%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,164	1.97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,970	1.85%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,937	1.82%
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE:UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	2,838	1.76%
JUNIPER	2,574	1.60%

(注)持株比率の算定にあたっては、発行済株式総数から自己株式2,094,304株を除いております。

# (5) その他株式に関する重要な事項

・当社は、当事業年度において、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得期間 : 平成30年5月15日~平成30年6月14日

取得した株式の総数 : 2,016,800株 株式の取得価額の総額 : 1,499,917,500円

(注)平成30年5月14日開催の取締役会決議(同日公表「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」)に基づき取得したものであります。

・当社は、当事業年度において、以下のとおり自己株式を処分いたしました。

処分日 : 平成30年8月20日

処分した株式の総数 : 69,645株 株式の処分価額の総額 : 61,148,310円

処分先 : 当社の取締役(社外取締役を除く。) 7名 29,681株当社の執行役員 26名 39,964株

(注)平成30年7月27日開催の取締役会決議(同日公表「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分のお知らせ」)に基づき処分したものであります。

# 3 新株予約権等の状況

該当する事項はございません。

# 4 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の氏名等(平成31年3月31日現在)

	氏		名	会社にお	ける地位及び担当、重要な兼職の状況
新	井	英	雄※	代表取締役社長 執 行 役 員 社 長	
永	本	芳	生※	代表取締役 転査・秘書 執行役員副社長 監査部担当	・広報・企画・関連事業・管理本部・事業開発推進本部・ 掌 安員
Ξ	森	義	隆※	代表取締役 執行役員副社長 建築本部長	
端	戸	久任	二夫※		管理本部管掌 瞎部担当役員
君	島	章	兒※	取 締 役 秘書室・広 専務執行役員	殿室担当役員、管理本部長
佐	藤	友	彦※	取 締 役 企画部・関 専務執行役員 企画部・関	重事業部担当役員
益	子	博	志※	取 締 役 専務執行役員 土木本部長	
北	井	久美	美子	n 每	事務所 弁護士 和エクシオ 社外取締役 ィングス株式会社 社外監査役 委員会 委員
笹	本	前	雄	取 締 役	
野	崎	正	志	常勤監査役	
加	藤	善	行	常勤監査役	
原	$\blacksquare$	道	男	常勤監査役	
村	上	愛	Ξ		法律事務所 代表者所長弁護士
星		幸	弘	監 査 役	

- (注) 1. 取締役北井久美子氏及び取締役笹本前雄氏は、社外取締役であります。
  - 2. 常勤監査役加藤善行氏、監査役村上愛三氏及び監査役星幸弘氏は、社外監査役であります。
  - 3. 常勤監査役原田道男氏は、長年の経理部門の業務経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 4. 取締役北井久美子氏、取締役笹本前雄氏、常勤監査役加藤善行氏、監査役村上愛三氏及び監査役星幸弘氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
  - 5. 当期中の取締役及び監査役の異動
  - (1) 平成30年6月28日開催の第15期定時株主総会において次のとおり新たに選任され、同日就任いたしました。

取	締	役	端	戸	久仁	夫
取	締	役	益	子	博	志
監	査	役	原	$\blacksquare$	道	男
監	查	役	星		幸	弘

(2) 平成30年6月28日任期満了により次のとおり退任いたしました。()内は退任直前の地位であります。

 則
 久
 芳
 行
 (取
 締
 役)

 廣
 川
 和
 彦
 (取
 締
 役)

 渡
 辺
 宗
 樹
 (常
 勤
 監
 査
 役)

 長
 島
 譲
 (監
 査
 役)

(3) 平成30年6月28日開催の取締役会において次のとおり選定され、それぞれ同日就任いたしました。( )内は従前の地位であります。

代表取締役社長 新 井 英 雄 (代表取締役社長) 代表 取 締 役 永 本 芳 生 (代表 取 締 役) 代表 取 締 役 三 森 義 隆 (代表 取 締 役) 代表 取 締 役 端 戸 久仁夫

(4) 平成31年3月31日付で次のとおり執行役員を退任いたしました。()内は退任直前の地位であります。

永 本 芳 生 (執行役員副社長) 佐 藤 友 彦 (専務執行役員)

(5) 平成31年4月1日付異動は次のとおりです。()内は従前の地位であります。

取締役永本芳生(代表取締役)代表取締役 君島章兒(取締役)

6. 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※の取締役は執行役員を兼務しております。なお、平成31年3月31日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役を除く。)は次のとおりであります。

	にのける熱口仅具(熱口仅具を未扮している収益化を除く。)は人のとのりでのりより。									
	氏	4	3		会社における地位及び担当					
春	$\Box$	昭	夫	執行役員副社長	技術本部長、国際本部 副本部長					
大	槻	恒	久	常務執行役員	土木本部 副本部長 兼 工事部門統括、調達センター(土木)担当役員					
相	良		毅	常務執行役員	生産管理本部長					
Ξ	宅		悟	常務執行役員	事業開発推進本部長					
三辻		良	樹	常務執行役員	国際支店長					
Ш	内		卓	常務執行役員	建築本部 副本部長 兼 工事部門統括、調達センター(建築)担当役員					
石	Ш	真	吾	常務執行役員	建築本部 副本部長 兼 営業部門統括					
毛	利	俊	彦	常務執行役員	大阪支店長					
碓	井	正	夫	常務執行役員	建築本部 副本部長 兼 設計部門統括					
秋	月	伸	治	常務執行役員	四国支店長					
Ш	地		斉	常務執行役員	国際本部 副本部長					
加	茂	裕	之	常務執行役員	東北支店長					
岩	城	純	_	常務執行役員	国際本部長					
則	行	達	也	常務執行役員	東京建築支店長					
片	桐	恵	Ξ	常務執行役員	中部支店長					
近	藤	重	敏	常務執行役員	企画部長					
財	前	英	広	執行役員	建築本部 本部次長					
長	谷	浩	志	執行役員	管理本部 副本部長					
栗	林	武	弘	執行役員	土木本部 本部次長					
柴	$\blacksquare$	雅	俊	執行役員	九州支店長					
岩	井	正	文	執行役員	建築本部 本部次長					
奥	井	善	之	執 行 役 員	東京土木支店長					

	氏	名						会社における地位及び担当
47	$\blacksquare$	豊原	爹	執	行	役	員	広報室長
森		理太郎	13	執	行	役	員	土木本部 副本部長 兼 営業部門統括
太	野 垣	泰特	専	執	行	役	員	土木本部 技術担当
柴	$\blacksquare$	敏な	進	執	行	役	員	土木本部 土木技術部長
石	松	郁 良	明	執	行	役	員	建築本部 本部次長
多	$\blacksquare$	耕二		執	行	役	員	管理本部 人事部長付 (SMCプレコンクリート株式会社 代表取締役社長)

(注)平成31年3月31日付にて次のとおり退任いたしました。() 内は退任直前の地位であります。

 大 槻 恒 久
 (常務執行役員)

 三 宅
 悟
 (常務執行役員)

 毛 利 俊 彦
 (常務執行役員)

 秋 月 伸 治
 (常務執行役員)

 財 前 英 広
 (執 行 役 員)

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役の全員との間でそれぞれ会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、いずれも法令の定める最低責任限度額であります。

# (3) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(単位:百万円)

区 分	支給人員	支給額
取締役	11名	276
監査役	7名	66
 合 計	18名	343

- (注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役月額総額25百万円以内及び譲渡制限付株式報酬として支給する金銭報酬債権年額総額60百万円以内、監査役月額総額6百万円以内であります。
  - 2. 使用人兼務取締役の使用人給与相当額は上表の支給額とは別枠であり、その支給総額は25百万円であります。
  - 3. 上表の支給額のうち、取締役(社外取締役を除く。)の報酬等の支給額には、譲渡制限付株式に係る報酬として、19百万円が含まれております。
  - 4. 上表の支給額のうち、報酬等の支給を受けた社外役員6名に対する報酬等の総額は55百万円であります。
  - 5. 期末現在の取締役は9名、監査役は5名であり、上表には平成30年6月28日開催の第15期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役2名を含んでおります。

# (4) 社外役員に関する事項

## ①他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

ア 取締役 北井久美子氏

勝どき法律事務所 弁護士、株式会社協和エクシオ 社外取締役、宝ホールディングス株式会社 社外監 査役、東京都公安委員会 委員でありますが、いずれも当社との間には開示すべき関係はございません。

イ 監査役 村上愛三氏

紀尾井総合法律事務所 代表者所長弁護士でありますが、当社との間には開示すべき関係はございません。

#### ②当事業年度における主な活動状況

	氏	名		地	位	主な活動状況
北	井	久 美	子	社 外 印	又締 役	当事業年度中に開催された取締役会には15回中14回(93.3%)出席し、弁護士、中央官庁の要職ならびに上場企業の社外役員等を歴任した豊富な経験と幅広い知見から、当社の経営上有益な指摘及び意見を客観的かつ積極的に述べております。
笹	本	前	雄	社外取	又締 役	当事業年度中に開催された取締役会には15回中15回(100%)出席し、主に企業経営を通じて培った豊富な知見・経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。
加	藤	善	行	社 外 監	<b>音</b> 役	当事業年度中に開催された取締役会には15回中15回(100%)、また、監査役会には14回中14回(100%)出席し、主に出身分野である金融機関で培った豊富な知見から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。
村	上	愛	Ξ	社 外 監	<b>音</b> 役	当事業年度中に開催された取締役会には15回中15回(100%)、また、監査役会には14回中14回(100%)出席し、主にガバナンス、法律面の課題ならびに経営課題につき、弁護士としての専門的見地から、有益な指摘、意見を客観的に述べております。
星		幸	弘	社外監	<b>查</b> 役	当事業年度在任期間中に開催された取締役会には12回中12回(100%)、また、監査役会には11回中11回(100%)出席し、主に出身企業における製造、安全・環境及びリスクマネジメント等の分野での経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。

- (注) 上記取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。
  - ・各社外取締役は、取締役会以外の重要な会議等への出席や、現場視察を通じ、当社の全社的な経営状況の 理解に努めております。
  - ・各社外監査役は、会計監査人との定例会合に出席するとともに、本支店、子会社等の監査にも適宜参加し、質問を行い、説明を受けております。また、他の常勤監査役より監査の遂行状況の報告を受け、必要に応じ意見を述べております。さらに、代表取締役との定例意見交換会にも出席し、活発な意見交換を通じて代表取締役との意思疎通の一層の向上に努めております。
  - ・代表取締役及び非常勤の社外役員を構成員とする指名・報酬諮問委員会において役員候補者の指名、後継者承継ならびに取締役及び執行役員の報酬について活発かつ有益な議論を行っております。
  - ・社外取締役と監査役(社外監査役を含む。)は、定期的に会合を開催し、経営上の重要な課題、取締役会のあり方などについて、情報共有及び意見交換をしております。
  - ・各社外役員は、取締役会その他重要な会議における審議を通じて、法令遵守体制の強化やグループ内部統制システムの運用の実効性の確保・改善に向けた提言・意見表明を積極的に行うなどしてその職責を全うしております。

# 5 会計監査人の状況

## (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

# (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人の報酬等の額

83百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

125百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておりませんので、①の金額はこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から報告を聴取し、必要な資料を入手して、前事業年度の会計監査 実施状況の分析・評価を行うとともに、当事業年度の監査計画の内容及び報酬見積り算出根拠等を検討した結果、会計 監査人の報酬等について同意いたしました。
  - 3. 当社の重要な子会社のうち、海外の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当するものを含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

## (3) 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

# (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、監査役会が、経営執行部門と連携して、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備・運用状況を注視しつつ、職務を適切に遂行するうえで支障があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役が当該議案を株主総会に提出する方針です。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断されるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

以上のご報告は次の方法により記載しております。

- (1) 記載金額は、本文中の億円単位の表示は表示単位未満四捨五入とし、それ以外の金額の表示は表示単位未満切り捨てにより表示しております。
- (2) 千株単位の記載株数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

# 連結貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	285,143	流動負債	190,395
//UH/PCL	200,1.10	支払手形・工事未払金等	98,496
現金預金	74,319	電子記録債務	32,103
	166075	短期借入金	1,777
受取手形・完成工事未収入金等	166,875	未払費用 未払法人税等	7,610 4,481
未成工事支出金等	25,826	未成工事受入金	25,030
小物工手入山並()	25,020	完成工事補償引当金	1,008
その他	18,121	工事損失引当金	257
		偶発損失引当金	2,159
固定資産	55,708	その他	17,470
有形固定資産	22,406	固定負債	52,502
有形凹足負性	22,400	長期借入金	29,842
建物・構築物	4,036	再評価に係る繰延税金負債	285
		退職給付に係る負債	17,475
機械、運搬具及び工具器具備品	4,357	その他	4,899
土地	12.005	負債合計	242,898
工化	13,995	(純資産の部)	00.500
建設仮勘定	16	株主資本	90,509
		資本金 資本剰余金	12,003 528
無形固定資産	2,225	貝本利示並 利益剰余金	526 79,694
	24.076	自己株式	79,094 △1,716
投資その他の資産	31,076	その他の包括利益累計額	△1,710 86
投資有価証券	21,698	その他有価証券評価差額金	1,926
汉矣日Ш皿勿	21,030	繰延ヘッジ損益	△170
繰延税金資産	3,684	土地再評価差額金	73
		為替換算調整勘定	△1,086
その他	6,638	退職給付に係る調整累計額	△655
貸倒引当金	△944	非支配株主持分	7,357
		純資産合計	97,953
資産合計	340,851	負債純資産合計	340,851

(単位:百万円)

# 連結損益計算書 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

		(= 10/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/
科 目	金	額
		448,758
売上原価		397,709
売上総利益		51,049
販売費及び一般管理費		21,831
営業利益		29,217
営業外収益		
受取利息	764	
受取配当金	210	
保険配当金等	89	
PCB処理費用戻入額	165	
その他	151	1,382
営業外費用		
支払利息	462	
訴訟関連費用	209	
その他	1,064	1,737
経常利益		28,862
特別利益		
固定資産売却益	98	
投資有価証券売却益	325	
関係会社清算益	75	_ 500
特別損失		
固定資産処分損	111	
減損損失	794	
その他	12	918
税金等調整前当期純利益		28,444
法人税、住民税及び事業税	7,811	
法人税等調整額	944	8,755
当期純利益		19,688
非支配株主に帰属する当期純利益		859
親会社株主に帰属する当期純利益		18,828

# 貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	226,883	流動負債	154,545
現金預金	45,308	支払手形	11,350
受取手形	1,074	電子記録債務 工事未払金	24,354 69,542
完成工事未収入金	143,619	工 <del>事</del> 不払並 短期借入金	1,500
有価証券	113	未払法人税等	3,767
		未成工事受入金	19,043
未成工事支出金	18,321	完成工事補償引当金	866
その他	18,465	工事損失引当金	248
貸倒引当金	△20	関係会社事業損失引当金	750
固定資産	47,837	偶発損失引当金	2,159
	-	その他	20,962
有形固定資産	8,513	固定負債	46,220
建物・構築物	1,345	長期借入金	29,750
機械・運搬具	1,156	退職給付引当金	13,538
工具器具・備品	670	その他	2,931
土地	5,328	負債合計	200,766
	•	(純資産の部) 株主資本	72,188
建設仮勘定	11	体土貝本 資本金	12,003
無形固定資產	1,634	資本剰余金	397
投資その他の資産	37,689	その他資本剰余金	<b>397</b> 397
投資有価証券	20,464	利益剰余金	61,503
関係会社株式・関係会社出資金	4,720	利益準備金	883
長期貸付金	6,958	その他利益剰余金	60,619
		繰越利益剰余金	60,619
長期前払費用	28	自己株式	△1,716
繰延税金資産	2,294	評価・換算差額等	1,766
その他	7,832	その他有価証券評価差額金	1,937 △170
貸倒引当金	△4,611	操延ヘッジ損益 <b>純資産合計</b>	73,954
資産合計	274,721	負債純資産合計	274,721

(単位:百万円)

# 損益計算書 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

		(1 = 2,313)
科   目		額
売上高		
完成工事高	349,923	
その他事業売上高	152	350,076
売上原価		
完成工事原価	310,014	
その他事業売上原価	80	310,095
売上総利益		
完成工事総利益	39,908	
その他事業総利益	71	39,980
販売費及び一般管理費		16,329
営業利益		23,650
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,316	
保険配当金等	81	
受取ロイヤリティー	821	
その他	46	2,264
営業外費用		_
支払利息	510	
貸倒引当金繰入額	155	
関係会社事業損失引当金繰入額	717	
その他	967	2,351
経常利益		23,564
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	180	181
特別損失		
固定資産処分損	10	
会員権評価損	12	
関係会社清算損	7	30
税引前当期純利益		23,715
法人税、住民税及び事業税	5,929	
法人税等調整額	1,019	6,949
当期純利益		16,766

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

令和元年5月17日

三井住友建設株式会社 取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福 本 千 人 印業務 執行 社員

指定有限責任社員 公認会計業 務 執 行 社 員

公認会計士 中 原 義 勝 ⑪

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井住友建設株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。 監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、三井住友建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産 及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

# 会計監査人監査報告書謄本

# 独立監査人の監査報告書

三井住友建設株式会社 取締役会 御中

令和元年5月17日

# EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 福 本 千 人 印

指定有限責任社員 業務執行計員

公認会計士 中 原 義 勝 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住友建設株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

## 監查役会監查報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、あらかじめ当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役がこれらに基づいて実施した 監査の状況及び結果について当該監査役から報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からそ の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めてまいりました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含む内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について四半期毎に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議(財務報告に係る内部統制を含む。)の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
  - 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月21日

#### 三井住友建設株式会社 監査役会

常勤監査役 正志 加藤 善 行 常勤監查役(社外監查役) (ED) 常勤監査役 原田 道男 監 査 役(社外監査役) 村 上 愛  $\equiv$ (ED) 監 査 役(社外監査役) 星 幸 弘 (印

(注) 常勤監査役原田道男及び監査役星幸弘は平成30年6月28日に就任いたしましたので、第16期 事業年度の4月1日より就任までの取締役の職務の執行の監査につきましては、他の監査役から詳 細な説明を受け、取締役会議事録他重要な書類を閲覧して調査を行いました。

以上

$\langle \times$	Ŧ	欄〉

$\langle \times$	Ŧ	欄〉	

(メ モ	欄〉		

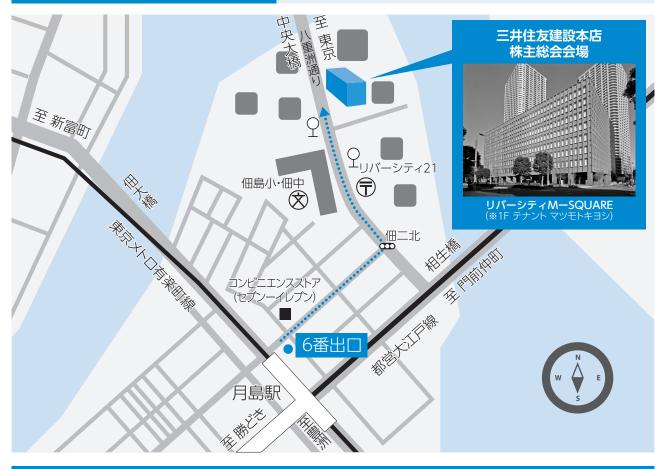
$\langle \times$	Ŧ	欄〉	

(メ モ	欄〉		

# 株主総会会場ご案内図

東京都中央区佃二丁目1番6号 当社本店(2階会議室)





#### 交通アクセス



# (ご参考)

月島駅 6番出口より 徒歩9分

- 有楽町線改札から6番出口まで 徒歩2分
- ・大江戸線改札から6番出口まで 徒歩3分



# リバーシティ21 下車 徒歩1分

東京駅八重洲口より都営バス 東16系:東京ビッグサイト又は 深川車庫前行きにて、約16分

# 三井住友建設株式会社

**T104-0051** 東京都中央区佣二丁目1番6号



見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを 採用しています。





# 定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第16期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

# ■ 事業報告

- 6. 業務の適正を確保するための 体制及び当該体制の運用状況…… 1頁
- 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書………… 9頁

連結注記表……………………… 10頁

■ 計算書類

株主資本等変動計算書…………… 19頁

個別注記表………………… 20頁

# 三井住友建設株式会社

事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第13条の2の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.smcon.co.jp)に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

# ■事業報告

# 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システムに係る基本方針」を多年度に亘る継続的取り組みの基本方針と捉え、毎事業年度に見直しを行っております。

平成30年4月17日に取締役会にて決議された「内部統制システムに係る平成30年度基本方針」は、以下のとおりです。

## 【基本方針 I】

## 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスの更なる意識向上と、より高い企業倫理を確立するため、関係会社を 含めた役員、社員(出向受入・派遣社員等を含む。)に対し、談合問題などをはじめ、 社内外のリスク事例をもとに、独占禁止法、建設業法、労働基準法など、業務に関係す る法令、規則や社会的規範等の遵守教育を継続的に実施する。
- ・財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する基本的計画及び方針」に基づく、内部統制システムを運用する。
- ・牽制と自浄の機能による、より高い企業倫理の確立と経営の透明性、リスク事象への迅速かつ適切な対応を図るため、当社及び関係会社の役職員に対し、「iーメッセージ」制度(内部通報制度及びハラスメント相談窓口制度の総称)の理解を深める周知教育を継続する。また、同制度の信頼と実効性をより高めるための運用を徹底する。
- ・内部統制、リスク・危機管理の更なる意識向上と定着を図るため、監査部は、内部統制 システムの運用状況を監査するとともに、モニタリング体制及び同システムに係る基本 方針に定める個々の手続きの有効性を検証・評価し、必要に応じて、その改善を本店主 管部署に促す。本店主管部署は、各種監査等の指摘やリスク顕在化事象の再発防止策に 対する指導と水平展開、モニタリングを確実に行い、監査部と連携してその有効性を確 認する。(以下の基本方針 II、III、IV及びVの各項目についても同様に行う。)
- ・内部統制システムに係る基本方針に基づく活動の進捗状況(リスク事象の顕在化に係る 個別事象の報告を含む。)については、担当取締役が取締役会へ定期的に報告する。(以 下の基本方針Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びⅤの各項目についても同様に行う。)

## 【基本方針Ⅱ】

## 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る文書については、法令に別段の定めがない限り、「文書管理規則」に則り、関連資料とともに、所管部署が適正に保存・管理を行い、取締役及び監査役からの閲覧要請に対応する。
- ・「情報セキュリティ基本方針」に基づく情報セキュリティに関する規定(ISMSマニュアル等)により、当社の保有する情報の保護・共有・活用の促進が可能な体制を整備する。また、ISMS教育を通じてISMS施策を徹底し、情報の流出防止に向けて、継続的に注意を喚起する。

## 【基本方針Ⅱ】

## 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規則」に基づくリスク管理体制の構築・運用とその改善を継続することによりリスク管理の実効性を高め、当社の事業運営に影響を及ぼす恐れのあるリスクの低減及び顕在化防止を徹底する。
- ・時間外労働削減に向けた全社的な取り組みにより、意識改革と業務改革を推進し、「時短プログラム」をはじめとした諸施策を着実に実行する。また、これらの改革、諸施策の実施に当たっては、役職員の十二分な理解のもとで行い、モニタリング、改善指導を通じて、その実効性を高め、時間外労働の削減に繋げる。
- ・当社の事業遂行にあたって潜在する重大なリスクを案件毎に精査し、リスクの顕在化防 止を徹底するとともに、情報の共有と確実・迅速な伝達により顕在化した事象に即応で きる体制を強化する。
- ・人的・物的損害あるいは社会的信用の失墜等により、当社の経営または事業活動に重大 な影響を与える、または与える可能性のあるリスクの顕在化に対応するため、「危機管 理規則」に基づき、適切に展開する。
- ・大規模災害等の発生に対応し、損失の軽減を図るため、「事業継続計画 (BCP)」に定める体制を維持する。また、首都直下型地震等の巨大災害への対応のため、BCPの実効性の継続的な検証・見直しを適時行う。

## 【基本方針Ⅳ】

# 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会の意思決定機能及び業務執行監督機能と執行役員の業務執行機能を明確に区分することで、経営効率の向上と業務執行の権限と責任を明確化する。また、取締役会において、各取締役が管掌する業務の執行状況を定期的に報告する。
- ・主要な執行役員等で経営会議を組成し、当社及び当社グループの業務執行に関する重要 な経営課題について多面的かつ効率的な検討と意思決定の迅速化を図る。
- ・年度経営計画については、責任者である執行役員等及び支店長で構成する拡大経営会議 のほか、取締役会、経営会議等において定期的に進捗状況を把握し、計画の実効性向上 を図る。

## 【基本方針 V】

# 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・関係会社所管部署(国内:関連事業部、海外:国際支店)は、各関係会社の実情に即した適切なガバナンス体制、内部統制やリスク管理体制の整備を進めるとともに、モニタリングによる有効性の確認を通じて、当社のグループ統制の強化と実効性のある内部統制システムの構築・運用を図る。
- ・関係会社社長等による職務執行の状況報告等の機会を定期的に設け、当該状況報告等を 通じて、各社の年度経営計画の進捗状況をモニタリングし、各社の計画達成について支援・指導を行う。
- ・当社グループにおける内部統制、リスク・危機管理の更なる意識向上と定着を図るため、監査部は、各社の実情に即した内部統制システムの構築・運用状況を監査するとともに、その有効性を検証・評価し、必要に応じてその改善を関係会社所管部署に促す。 関係会社所管部署は、各種監査等の指摘やリスク顕在化事象の再発防止策に対する指導と水平展開、モニタリングを確実に行い、監査部と連携して有効性を確認する。

## 【基本方針VI】

当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の当社の取締役からの 独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役直属の組織である監査役室を設置し、監査役の職務を補助する専属の使用人(以下、「補助使用人」という。) 1名及び監査部兼務の事務担当社員1名を配置する。
- ・監査役室に属する補助使用人に対する指揮命令権は監査役のみが有し、補助使用人は全 ての取締役からの独立性が保障され、人事異動、人事評価、懲戒処分等に関しては、常 勤監査役の事前同意を要する。
- ・補助使用人には、監査役の指示に基づき監査役監査遂行上必要な情報を社内各部署及び 関係会社から収集する権限を付与する。

# 【基本方針Ⅶ】

当社の監査役への報告に関する体制及び報告を行った者が不利な取扱いを受けないことを 確保するための体制

- ・代表取締役及びその他の取締役等(含む、各本部長、担当役員)は、監査役が出席する 会議、閲覧する資料及び監査役に定期的あるいは臨時的かつ速やかに報告すべき事項を 具体的に定め、管下の社内各部署の長に対し周知徹底する。
- ・当社の取締役及び使用人、ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人(以下、「関係人等」という。)は、当社及び関係会社の業務、または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告を行う。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて関係人等に対して報告を求めることができる。なお、これらの報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことはない。
- ・内部通報等コンプライアンスに抵触するおそれのある通報、情報については入手後、速 やかに監査役に報告する。また、危機管理規則に基づく危機レベル2以上に該当する事 案が発生した場合には、遅滞なく監査役に報告する。

## 【基本方針四】

## 当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払等の手続き・処理等に関する事項

・監査役は、監査の実施のために社外の専門家に助言を求め、または調査の実施等を自由 に委託することができ、それに伴い生じる前払いを含む費用の発生について、会社はこれらが当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

## 【基本方針以】

## 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役監査の重要性と有用性に対する、代表取締役及びその他の取締役等(含む、各本部長、担当役員)の更なる理解促進により、その実効性の維持・向上を図る。
- ・代表取締役との定期的意見交換会を開催し、監査役との相互認識を深める。
- ・監査役が会計監査人、内部監査部門及び社外取締役と定期的に情報交換を行い、連携することにより、監査の実効性を高める。
- ・監査役監査の実効性を高めるためのIT環境の整備に努める。

# (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会にて決議された「内部統制システムに係る平成30年度基本方針」につきましては、四半期毎に内部統制委員会を開催し、その進捗状況及び内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取組状況を報告し、運用状況についてモニタリングを行っております。そして、その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。以上のことから、平成30年度における当社の内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。「内部統制システムに係る平成30年度基本方針」の主な運用状況は以下のとおりであります。

# 【職務の執行が法令・定款に適合する体制の確保に関する事項】(基本方針 I)

- ①職場において企業倫理とコンプライアンスの浸透・向上を図るため、具体的事例を交じえて、「建設業法」をはじめとする法令遵守教育、談合行為を完全排除・禁止するために制定した「談合排除プログラム」のほか、平成31年4月からスタートしている「働き方改革関連法」などの周知教育を実施し、各職場へその内容の理解と浸透を図っております。また、工事作業所においては、管轄支店で計画的に「建設業法パトロール」を継続して実施し、建設業法遵守状況の確認や指導を行うとともに、当該パトロールの結果や課題等について、全社で情報を共有し、更に「施工体制改善小委員会」において、継続的な改善を図っております。
- ②経営の透明性を高め、リスク事象への迅速かつ適切な対応を図るため、「iーメッセージ」制度(内部通報制度及びハラスメント相談窓口制度の総称)を運用し、通報・相談があった都度、代表取締役及び監査役へ報告し、通報・相談事案の迅速かつ適切な調査・対応に努めております。また、四半期毎の内部統制委員会への「内部統制システムに係る平成30年度基本方針」進捗状況報告の中で、その経過について報告しております。
- ③財務報告に係る内部統制評価につきましては、年間計画に基づき、評価対象範囲を選定し、整備・運用状況を評価しております。平成30年度は開示すべき重要な不備に該当する指摘はありませんでした。
- ④年間監査計画に基づき内部監査部門(監査部)による監査を国内外関係会社を含めて実施し、監査結果については経営会議及び取締役会へ定期的に報告しております。(以下の基本方針Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及びVの各項目についても同様に報告しております。)

## 【情報の保存及び管理に関する事項】(基本方針Ⅱ)

- ①取締役の職務執行に係る文書につきましては、「文書管理規則」に基づいて適切な管理 を実施しております。
- ② e ラーニング等による情報セキュリティ教育のほか、パソコン機器・ネットワーク上の 異常や不適切な利用、外部からのサイバー攻撃等を監視するシステムの導入など、情報 セキュリティの強化に継続して取り組んでおります。

# 【リスク管理に関する事項】(基本方針Ⅲ)

- ①「リスク管理規則」に基づき、半期毎に各部署においてリスクアセスメントを実施し、主要リスク課題の抽出、対応計画の策定と実行状況のモニタリングを行い、その結果を内部統制委員会に報告するとともにリスク顕在化の未然防止に努めております。内部統制委員会には監査役も陪席し情報の共有を図っております。
- ②時間外労働の削減に向けて全社横断的なワーキンググループを組成して取り組み、「時短プログラム」をはじめとする、諸施策(適切な労働時間管理、労務管理教育、時短・人事制度、業務改革等)の実施や、その効果を検証し、継続的な改善を図っております。
- ③潜在するリスクが顕在化した場合につきましては、「危機管理規則」に基づき、危機レベルに応じた組織体制を構築し、状況確認や情報の共有、対策の立案・実施等の適切な対応を図ることとしております。

## 【取締役の職務の執行に関する事項】(基本方針Ⅳ)

- ①取締役会を原則毎月1回(平成30年度は15回、※書面決議を含まない。)開催し、取締役の職務の執行状況について定期的に報告しております。社外取締役2名の取締役会への出席は、各々以下のとおりです。
  - ・北井社外取締役(平成30年6月重任):計14回(93.3%)
  - ・笹本社外取締役(平成30年6月重任):計15回(100%)

# 【企業集団に関する事項】(基本方針V)

- ①関係会社につきましては、グループ統制の重要性に鑑み、適正な管理の徹底を図るために、内部監査や業務の検証の中で見出された不備に対し、「関係会社管理規則」をはじめ、各社規則や基準、運用等について、見直しを実施し、継続的な改善を図っております。また、所管部署を中心にその効果や運用状況をモニタリングし、適正管理に努めるとともに、年3回、国内外の全関係会社の社長等から経営状況の報告を受け、職務の執行に係る状況を定期的に確認しております。
- ②毎年、継続的に全ての関係会社の社長・総務部長等を対象にコンプライアンス教育を実施し、教育内容の各社内への周知・展開を指導し、企業倫理とコンプライアンスの理解・浸透を図っております。また、施工系関係会社で制定した「談合排除プログラム」の各社内での周知教育、役職員からの誓約書取付けを指導しております。

# 【監査役に関する事項】(基本方針VI~IX)

- ①取締役ならびに主要な組織の長、子会社の取締役等は、監査役に適宜業務執行状況を報告しております。
- ②監査役は、経営会議への出席、各種委員会への出席や委員会資料の閲覧を通じて、その 業務執行についてきめ細かく監視・検証しております。
- ③監査役会及び監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しており、円滑な監査 役活動を支援しております。監査役室員は「監査役会規則」「監査役監査基準」により、 その独立性が保障されております。

以上の運用状況を踏まえ、平成31年4月17日の取締役会にて「内部統制システムに係る2019年度基本方針」を決議しております。2019年度において注力する実施事項は以下のとおりです。

- ①長時間労働削減に向けた全社的取組による働き方改革の実現
- ②高い倫理観を持ったコンプライアンス、安全・品質管理及び情報セキュリティの徹底
- ③透明性の高い企業グループ・ガバナンス体制の構築と浸透

# ■連結計算書類

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成30年4月1日) 至 平成31年3月31日)

(単位:百万円)

					株	主資	本	
				資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期	首	残	高	12,003	524	63,790	△262	76,056
当期	変	動	額					
非支配株主	との取引に係	る親会社の持	分変動		0			0
剰 弁	金金	の配	当			△2,925		△2,925
親会社核	朱主に帰属す	する当期終	帆益			18,828		18,828
自己	株式	の取	得				△1,512	△1,512
自己	株 式	の処	分		3		58	61
株主の当	資本以期変動	外の耳額(純	頁目 (額)					
当 期	変 動	額合	計		3	15,903	△1,453	14,452
当 期	末	残	高	12,003	528	79,694	△1,716	90,509

		その化	との 包 打	舌 利 益	累計額			
	その他 有価証券評価 差額金	繰 へ ッ 道 益	土地再評価 差 額 金	為替換算調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	非支配株主持 分	純資産合計
当 期 首 残 高	1,010	△0	73	△466	△660	△44	6,840	82,852
当 期 変 動 額								
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								0
剰 余 金 の 配 当								△2,925
親会社株主に帰属する当期純利益								18,828
自己株式の取得								△1,512
自己株式の処分								61
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	916	△170	0	△619	5	131	517	648
当期変動額合計	916	△170	0	△619	5	131	517	15,101
当 期 末 残 高	1,926	△170	73	△1,086	△655	86	7,357	97,953

# 連結注記表

- 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
- 1) 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数

17計

主要な連結子会社の名称

三井住建道路㈱、SMCリフォーム㈱、SMCプレコンクリート㈱、SMC商事㈱、SMCテック㈱、SMCシビルテクノス㈱、SMCCタイランド、SMCCコンストラクションインド、

SMCCウタマインドネシア、SMCCフィリピンズ

前連結会計年度において連結子会社でありました施美高(上海)工程有限公司は清算結了したため、 当連結会計年度末より連結の範囲から除外しております。

三井住建道路㈱においては、連結計算書類を作成しており、同社の連結計算書類について連結しております。

同社の連結対象会社は下記のとおりであります。

三道工業㈱、雁部建設㈱

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

㈱コスモプラニング、台灣三住建股份有限公司、台西電業股份有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結 の範囲から除外しております。

- 2) 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した関連会社の数

1社

会計等の名称

吉井企画(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

㈱コスモプラニング、台灣三住建股份有限公司、

台西電業股份有限公司

(関連会社)

ファイベックス(株)

持分法を適用していない理由

持分法を適用しない非連結子会社 (3社) 及び関連会社 (3社) は、それぞれ当期純損益及び利益剰 余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外してお ります。

- 3) 会計方針に関する事項
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……… 償却原価法 (定額法)

その他有価証券

時価のあるもの……… 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…… 移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法 デリバティブ………… 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金………… 個別法による原価法

販売用不動産………… 個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

材料貯蔵品………… 主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・投資不動産 ……主として定率法

(リース資産を除く)

(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用)

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同 一の基準によっております。

在外連結子会社については見積耐用年数に基づく定率法又は定額法によっております。

② 無形固定資産……定額法

(リース資産を除く)

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。(ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用)

③ リース資産…………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金·············売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権について は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収 可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金·········完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の売上高 (完成工事高) に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③ 工事損失引当金……当連結会計年度末手持ち工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

④ 偶発損失引当金……当社施工の横浜市所在マンションの杭工事不具合に対し、工事請負契約 における瑕疵担保責任に基づき元請業者として負担すべき費用について 合理的に算定し、必要と判断した金額を計上しております。

- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
  - ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② 売上高(完成工事高)及び売上原価(完成工事原価)の計上基準

売上高(完成工事高)の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として11年)による 定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (主として11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理して おります。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 消費税等の処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

⑤ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### 2. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表関係

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

## 連結損益計算書関係

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「為替差損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度から「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

#### 3. 連結貸借対照表等に関する注記

1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 借入金等に対する担保に供している資産

建物・構築物	565百万円
機械、運搬具及び工具器具備品	152
土地	6,070
投資有価証券	10
計	6,799
ロクトダック多数	

(2) 担保に係る債務

短期借入金	11百万円
長期借入金	92
<u> </u>	103

(3) 宅地建物取引業法に基づく営業保証金等として担保に供している資産

現金預金	0百万円
投資その他の資産「その他」	10
計	10

2) 有形固定資産の減価償却累計額 26,735百万円

3) 保証債務

下記の銀行借入金に対して保証を行っております。 従業員(住宅建設資金) 3百万円

4) 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

受取手形割引高	300百万円
受取手形裏書譲渡高	11

5) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、連結会計年度の末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

受取手形	213百万円
支払手形	51
雷子記録債務	123

## 6) 土地の再評価

連結子会社であります三井住建道路㈱が「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日改正)に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日 平成13年3月31日 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と土地再評価法に基づく再評価後の帳簿 価額との差額 △660百万円

7) 未成工事支出金及び工事損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額 37百万円

#### 8) 財務制限条項

(1) 当社は、平成28年3月29日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるシンジケートローン契約を、平成28年3月31日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、同じく既存取引行7行によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。但し、当該純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び費用の影響は控除して純資産を計算するものとする。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金10,000百万円であります。

また、コミットメントライン契約の契約極度額は20,000百万円であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

(2) 当社は、平成28年9月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行(平成27年度と同一参加行)によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成29年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。但し、当該純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び費用の影響は控除して純資産を計算するものとする。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)7,500百万円であります。

(3) 当社は、平成28年9月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行(うち5行は前項と異なる取引行)によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成29年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成28年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当連結会計年度末においては、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)3,750百万円であります。

(4) 当社は、平成30年3月30日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行(平成27年度と同一参加行)によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成30年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成29年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

但し、純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を計算する。

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は10,000百万円であり、当連結会計年度末においては、本契約に基づく借入実行残高は10,000百万円であります。

- 4. 連結損益計算書に関する注記
- 1) 工事進行基準による売上高 (完成工事高)

345,416百万円

2) 売上原価 (完成工事原価) に含まれる工事損失引当金繰入額

216百万円

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)
普通株式	162,673,321	_	_	162,673,321

#### 2) 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

<u> </u>					
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,925	18.00	平成30年3月31日	平成30年6月29日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和元年6月27日 定時株主総会(予定)	普通株式	3,853	利 益 剰余金	24.00	平成31年3月31日	令和元年6月28日

#### 6. 金融商品に関する注記

#### 1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブについては、為替変動リスク及び金利変動リスクを軽減するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形・完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、与信・債権管理プログラムに沿ってリスク 低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時 価の把握を行っております。借入金の使途は運転資金であり、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理し、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、デリバティブ取引については、社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

#### 2) 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日 (当期の連結決算日) における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価 (*1)	差額
(1)現金預金	74,319	74,319	_
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	166,875	166,858	△17
(3) 有価証券及び投資有価証券	17,276	17,281	4
①満期保有目的の債券	274	279	4
②その他有価証券	17,001	17,001	_
(4) 支払手形・工事未払金等	(98,496)	(98,496)	_
(5) 電子記録債務	(32,103)	(32,103)	_
(6) 短期借入金	(1,777)	(1,760)	17
(7) 長期借入金	(29,842)	(29,150)	691
(8) デリバティブ取引	(246)	(246)	_

- (\*1) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。
- (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
  - (1) 現金預金

預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、信用リスクを加味した将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券
  - これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 支払手形・工事未払金等及び(5) 電子記録債務 これらは営業債務でありそのほとんどが1年以内で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 短期借入金

短期借入金に含まれる1年以内返済予定の長期借入金に関しては(7)長期借入金と同様な方法にて時価を算定しております。また、その他の短期借入金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される 利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (8) デリバティブ取引
  - これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。
- (注2) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額4,535百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

- 7. 1株当たり情報に関する注記
- 1) 1株当たり純資産額

2) 1株当たり当期純利益 117円03銭

8. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、令和元年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

- 1) 自己株式の取得を行う理由 資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。
- 2) 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類 普通株式

(2) 取得し得る株式の総数 800,000株 (上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.50%)

564円19銭

(3) 株式の取得価額の総額 500,000,000円 (上限)

(4) 取得期間令和元年5月13日~令和元年9月30日(5) 取得方法株式会社東京証券取引所における市場買付

(参考)平成31年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 160,579,017株

(自己株式を除く)

自己株式数 2,094,304株

9. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# ■計算書類

# 株主資本等変動計算書

(自 平成30年4月1日) 至 平成31年3月31日)

(単位:百万円)

			株	主 資	本		
		資本剰余金	利	益 剰 余	金		
	資 本 金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金親類余金	利益剰余金合計	自己株式	株 主 資 本合 計
当 期 首 残 高	12,003	393	590	47,071	47,662	△262	59,797
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△2,925	△2,925		△2,925
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立			292	△292	_		_
当 期 純 利 益				16,766	16,766		16,766
自己株式の取得						△1,512	△1,512
自己株式の処分		3				58	61
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)							
当期変動額合計	_	3	292	13,548	13,841	△1,453	12,390
当 期 末 残 高	12,003	397	883	60,619	61,503	△1,716	72,188

	評価	・換算差	額等	
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差 額 等 合 計	純 資 産 計
当 期 首 残 高	1,010	△0	1,010	60,807
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△2,925
剰余金の配当に伴う 利 益 準 備 金 の 積 立				_
当 期 純 利 益				16,766
自己株式の取得				△1,512
自己株式の処分				61
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	926	△170	756	756
当期変動額合計	926	△170	756	13,147
当 期 末 残 高	1,937	△170	1,766	73,954

# 個 別 注 記 表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 1) 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券………償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの………期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に

より算定)

時価のないもの……・移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…………時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金………個別法による原価法

材料貯蔵品……総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2) 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産………定率法

(リース資産を除く) (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く) 並

びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につい

ては定額法を採用)

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同

一の基準によっております。

(2) 無形固定資産…………定額法

(リース資産を除く) なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によ

っております。(ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内に

おける利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用)

(3) リース資産…………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しており

ます。

3) 引当金の計 ト基準

は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収

可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金………完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高

に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

(3) 工事損失引当金………当事業年度末手持ち工事のうち損失の発生が見込まれるものについて、

将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金……… 関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び貸付金額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金…………当社施工の横浜市所在マンションの杭工事不具合に対し、工事請負契約 における瑕疵担保責任に基づき元請業者として負担すべき費用について 合理的に算定し、必要と判断した金額を計上しております。

(6) 退職給付引当金………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の 見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の任数(11年)による定額法により扱分した額をそ

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### 4) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗度の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

- 5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) 退職給付会計にかかる会計処理

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(3) 消費税等の処理

消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### 2. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表関係

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

#### 損益計算書関係

前事業年度において、区分掲記しておりました「為替差損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度から「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、区分掲記しておりました「訴訟関連費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度から「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社事業損失引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。

前事業年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「会員権評価損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度から区分掲記しております。

- 3. 貸借対照表に関する注記
- 1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- (1) 借入金等に対する担保に供している資産

建物・構築物	154百万円
土地	1,735
関係会社株式・関係会社出資金	369
計	2,258

(2) 担保に係る債務

-百万円

2) 有形固定資産の減価償却累計額

9,754百万円

3) 保証債務

下記の会社等の銀行借入金等に対して保証を行っております。	
(株)アメニティーライフ	881百万円
SMC商事㈱	550
SMCCマレーシア	271
SMCCオーバーシーズシンガポール	121
その他 (1件)	3
計	1,829

4) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、 事業年度の末日が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形を満期日に決済が行われたものと して処理しております。

受取手形 5百万円

5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,714百万円
長期金銭債権	9,483
短期金銭債務	13,616
長期金銭債務	2,474

6) 未成工事支出金及び工事損失引当金

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額 29百万円

#### 7) 財務制限条項

(1) 当社は、平成28年3月29日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行によるシンジケートローン契約を、平成28年3月31日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、同じく既存取引行7行によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成28年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。但し、当該純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び費用の影響は控除して純資産を計算するものとする。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、長期借入金10,000百万円であります。

また、コミットメントライン契約の契約極度額は20,000百万円であり、当事業年度末においては、本契約に基づく借入実行残高はありません。

(2) 当社は、平成28年9月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行(平成27年度と同一参加行)によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成29年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成26年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。但し、当該純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び費用の影響は控除して純資産を計算するものとする。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)7.500百万円であります。

(3) 当社は、平成28年9月28日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行(うち5行は前項と異なる取引行)によるシンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成29年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成28年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

なお、シンジケートローン契約の借入残高は、当事業年度末においては、長期借入金(1年内返済予定の 長期借入金を含む)3,750百万円であります。

(4) 当社は、平成30年3月30日付で株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする、既存取引行7行(平成27年度と同一参加行)によるコミット型シンジケートローン契約を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

平成30年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、平成29年3月期末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

但し、純資産の判定においては、平成28年1月13日付リリース「国土交通省からの指示処分等について」 に記載の横浜物件に関連して発生する又は発生する可能性のある引当金及び損失の影響は控除して純資産を 計算する。

なお、コミット型シンジケートローン契約の借入限度額は10,000百万円であり、当事業年度末においては、本契約に基づく借入実行残高は10,000百万円であります。

#### 4. 損益計算書に関する注記

1) 工事進行基準による完成工事高

294,525百万円

2) 完成工事原価に含まれる工事損失引当金繰入額

207百万円

3) 関係会社との取引高

関係会社に対する売上高 関係会社からの仕入高 関係会社からの営業外収益 関係会社に対する営業外費用 70百万円

34,016 1,741 945

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)
普通株式	131,601	2,033,555	70,852	2,094,304

#### (変動事由の概要)

普通株式の増加は、単元未満株式の買取り16,755株、平成30年5月14日開催の取締役会決議による自己株式の取得2,016,800株によるものであります。

普通株式の減少は、単元未満株式の買増請求による売渡し1,207株、平成30年7月27日開催の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分69,645株によるものであります。

#### 6. 税効果会計に関する注記

1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

冰烂儿业只是	
退職給付引当金否認額	4,145百万円
未払債務否認額	2,034
貸倒引当金繰入限度超過額	1,418
関係会社株式評価損否認額	932
完成工事補償引当金否認額	265
工事損失引当金否認額	76
その他	1,238
繰延税金資産小計	10,111
評価性引当額	△6,955
繰延税金資産合計	3,155
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△854
資産除去債務に対応する除去費用	△6
繰延税金負債合計	△860
繰延税金資産の純額	2,294

2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100分の5以下であるため注記を省略しております。

# 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等(単位:百万										
種類	会社等の名称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の内容	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注6)	科目	期末残高 (注6)
				コンクリー		製品購入	製品の購入 (注1)	2,004	工事未払金	470
子会社	SMCプレ コンクリー ト㈱	東京都台東区	100	し制口の制	所有 直接97.9%	資金貸付	資金貸付 (注2)	700	貸付金	3,043
						役員の兼任	利息の受取	67		
子会社	S M C 商事㈱	東京都中央区	100	建設資材販売他	所有 直接100%	建設資材等 購入	建設資材等の 購入 (注1)	19,334	電子記録債務 工事未払金	3,474 4,364
						資金貸付 及び保証	資金貸付 (注2)	1,417		
							利息の受取 債務保証	2 550		
						資金借入	(注3) 資金借入	6,097		
						役員の兼任	(注4) 利息の支払	72		
						資金貸付 及び保証	長期営業外 未収入金	_	長期営業外 未収入金	2,918
関連 会社	吉井企画㈱	愛媛県 松山市	10	不動産の 売買・管理	所有 直接30%		(注5) 長期未払金	_	長期未払金	2,339

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品の購入価格及び建設資材等の購入価格については、見積の提示を受け、市場価格を勘案し、交 渉により決定しております。

役員の兼任

(注5)

- (注2) 資金貸付の金利については、市場金利を勘案して決定しております。
- (注3) 債務保証については、仕入先への仕入債務に対して保証しております。
- (注4) 資金借入の取引金額は、資金の借入返済が反復的に行われているため、期中の平均残高を表示して おります。

また、資金借入の金利については、市場金利を勘案して決定されております。

- (注5) 同社に対する求償金額、金融機関に対する保証履行金額を表示しております。
- (注6) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

- 8. 1株当たり情報に関する注記
- 1) 1 株当たり純資産額460円55銭2) 1 株当たり当期純利益104円21銭
- 9. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得

当社は、令和元年5月10日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

1) 自己株式の取得を行う理由 資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。

2) 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類 普通株式

(2) 取得し得る株式の総数 800,000株 (上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.50%)

(3) 株式の取得価額の総額 500,000,000円 (上限)

(4) 取得期間令和元年 5 月13日~令和元年 9 月30日(5) 取得方法株式会社東京証券取引所における市場買付

(参考) 平成31年3月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 160,579,017株

(自己株式を除く)

自己株式数 2,094,304株

10. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。